

別 記

「大樹町広報紙有料広告掲載要綱」に基づき有料広告掲載を希望する個人・団体については、次の点に留意すること。

(掲載申込等期限)

広報紙の編集並びに発行の時期を考慮し、掲載申込書（及びデータ）の提出並びに広告料の支払いは、期限を厳守すること。なお、事務の流れと時期は次のとおりとする。

掲載希望 号 数	発行月	発行時期	編集時期	広告料 支払期限	広告掲載 決定通知	申込期限
4月号	3月	第4 木曜日	第3 金曜日 まで	第2 水曜日 まで	第1週中	2月末日
5月号	4月					3月末日
6月号	5月					4月末日
7月号	6月					5月末日
8月号	7月					6月末日
9月号	8月					7月末日
10月号	9月					8月末日
11月号	10月					9月末日
12月号	11月					10月末日
1月号	12月					11月末日
2月号	1月					12月末日
3月号	2月					1月末日

※ 期限は目安であり、発行に支障が無い場合はこの限りでない。

(画像の提出)

広告に掲載する画像並びに文字については、提出されたものをそのまま使用するが、掲載時に黒1色となることから、あらかじめ承知の上作成すること。

また、電子データ（JPGが望ましい）により、メール又はCD-Rで提出すること。

(広告掲載の申込の上限)

同一申込者が申し込める広告は、広報紙1号ごとに1件限りとする。ただし、連続して掲載を希望する場合は、任意の月数分を申し込むことができる。

なお、広告掲載期間が終了した際、引き続き掲載を希望する場合は新たな申込みを行うものとする。

(広告内容の優先)

広告掲載希望が希望の枠数を超えた場合には、公共性の高い順に優先する。なお、掲載内容に優先順位を付けがたい場合は、申込み順に決定する。